

助 成 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、定款第4条に定める事業のうち、第1項第1号から第4号までの助成事業の実施に関して必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、放送に関連する調査、研究または事業を行う団体もしくは個人とする。ただし、放送事業者の本来業務に対しては助成を行わない。

第2章 助成の募集と申し込み

(募 集)

第3条 助成の募集は、技術開発部門と人文社会・文化部門の2部門を対象とし、全国の大学や研究機関、放送に係る団体等へ周知し、あわせてホームページにも掲載する。

(申し込みの方法)

第4条 助成を受けようとする者は、所定の申込書に必要な事項を記入の上、申し込むものとする。

(申し込み時期)

第5条 前条の申し込みの時期は、理事会で定める。

第3章 助成の対象期間および決定、公表

(助成の期間)

第6条 助成の対象となる期間は、特別の事情がない限り、4月から1年間とする。

(助成の決定)

第7条 助成の決定は、定款第50条に基づく学識経験者や専門家からなる審査委員会の審査、選定を経て、理事会で行う。

2 助成の審査、選定については、審査対象となる案件に直接利害関係のある者は加わることができない。

(決定の通知および受諾書の提出)

第8条 助成を決定したときは、すみやかに申込者に通知する。

2 前項の決定の通知を受けた申込者は、ただちに所定の助成受諾書を提出する。

(公 表)

第9条 助成を決定した時は、その対象者を記者発表し、あわせてホームページにも掲載する。

(助成金入金確認書の提出)

第10条 助成金の給付を受けた者は、指定した口座への入金を確認し、ただちに所定の助成金入金確認書を提出する。

第4章 報 告

(報告等の義務)

第11条 助成金の給付を受けた者は、その調査・研究・事業の経過ならびに結果を所定の報告書に記入の上、給付期間終了後、3か月以内に提出する。

2 助成金の給付を受けた者は、その調査・研究・事業の成果に関する資料・刊行物、記録メディア等を提出する。

3 助成金の給付を受けた者が、その調査・研究・事業の成果等を公表するとき、または事業を実施するときは、放送文化基金の助成による旨を明示する。

第5章 会 計

(会計帳簿の作成)

第12条 助成金の給付を受けた者は、助成金の入出金額を事項別に記載した会計帳簿を作成する。

(証ひょう書類の整理保管)

第13条 助成金の給付を受けた者は、入出金額に関する請求書および領収書等の証ひょう書類を整理して保管する。

(会計帳簿または証ひょう書類の提示または提出)

第14条 助成金の給付を受けた者は、会計帳簿または証ひょう書類を、求めに応じて提示または提出する。

第6章 計画変更等

(計画変更、返還の要求)

第15条 助成金の給付を受けた者が、住所、所属機関等に変更があった場合は、すみやかに届け出る。

2 助成金の給付を受けた者が、その対象となった計画を変更しようとするときはその旨を申請し、事前に承認を得なければならない。

3 計画の実施が不能となった場合または継続することができない事情が発生した場合は、助成金の全額または残額を返戻しなければならない。

4 助成金の給付を受けた者が、この規程の履行を故意に怠ったと認められるときは、前項の規定にかかわらず助成金全額の返還を求めることができる。

第7章 成果の公表等

(成果の公表等)

第16条 報告された成果については、ホームページへの掲載や基金が主催する研究報告会などの方法をもって広く公表する。

第8章 補 則

(細 則)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則 1 この規程は、昭和49年3月7日から施行する。

2 この規程（改定 平成23年10月7日理事会決定）は、平成23年10月11日から施行する。